

平成十五年厚生労働省令第四十号

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

きこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、あわせて入力さ

としている申請等を行おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のい

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 行政機関等に對して行うこととされ、又は行政機關等が行つて置かねばならぬ事務を

（電子署名及び証言業務に関する法律）平成十二年法律第二百二号 第二条第一項に規定する電子署名

口
政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ
地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を用いて運営する、又は行わせるために運営するものをいう。）

3 行政機関等は、申請等を行う者が、前項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げる場合（法第十二条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除き、告示を含む。次項において同じ。）の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

一 申請等を行う者に係る次条第一項各号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行ふ者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム
ム機構の認証業務に関する法律(平成十四年
法律第百五十三号) 第三条第一項に規定する
署名用電子証明書

二 電子証明書 申請等に電子署名を行うこと
使用して手続を行ふ 又は行わせるために運営するものをいう。) の職責証明書に基づく電子署名

とされている者又は行政機関等が電子署名を行つたものであることを確認するために用い

二 事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項
電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第一条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報

四 その他行政機関等が指定する電子証明書
五 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則
（平成十三年総務省・法務省・経済産業省
令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書
であつて、行政機関等が定める技術的基準
に適合するもの

2 別の定めのある場合を除くにかかるこの省令の定めによる。

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべく、
日本語等に依る電文情勢処理組織

雪場をはじめとする施設を利用して公眾が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、行政機關等がこれら的情報を確認する

詔等を行はざる者は、當詔書に署名が附された情報及び当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものを併

き行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えているものとを電気通信回線で接続したもの

4 ために必要な事項を当該申請等に併せて入力するとき 当該定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項

法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第二項の規定に基づき当該書面等又は電磁的記録のうち一通に記載すべき若しくは記録すべき事項又は既記載し、且つ、又は記録さ

3 せて送信しなければならない。
前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行おうとする者は、これらの番号を法第六条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならぬ。

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理（申請等の入力事項等）

れている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等又は電磁的記録に記載すべき若しくは記録すべき事項又は記載され、若しくは記

4 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の

ほか、法第六条から第九条までの規定及び第三条から第十三条までの規定の例による。この場合において、当該手続等が他の法令（法律及び政令を除き、告示を含む。）の規定により電磁的記録のみを使用して行うこととしているものであるときは、法第六条及び第七条並びに第四条第一項及び第九条中「書面等」とあるのは「電磁的記録」と、第四条第一項及び第九条中「記載すべき」とあるのは「記録すべき」と読み替えるものとする。

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求めること項を、前条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

5
る事項を入力した場合は、その他の同一の記録される事項を記載すべき若しくは記載されべき事項又は記載され、若しくは記録されている事項の入力がなされたものとみなす。
法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用す
る方法であつて主務省令で定めるものは、第一項に規定する申請等を行つたことにより得られ
た納付情報により当該手数料を納付する方法と
する。

4 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力並びに個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号（以下「生体認証符号等」という。）の使用を要することとしている申請等を行おうとする者は、識別番号及び暗証番号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用してその申請等を行わなければならない。

第二条 この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

いて、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令（告示を含む。）の規定により添付すべ

第五条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要するこ

使用して行政機関等が識別番号の入力及び生体認証符号等の使用を要することとしている申請

この省令は、公布の日から施行する。
